

# 公益社団法人北部地区医師会北部看護学校学則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人北部地区医師会の定款（昭和59年）第4条の（9）に基づき公益社団法人北部地区医師会北部看護学校（以下学校という）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校は、豊かな人間性を基盤とし、看護に必要な知識、技術、態度を修得し、社会に貢献し得る看護師を育成することを目的とする。

(名称)

第3条 学校は、公益社団法人北部地区医師会北部看護学校と称する。

(位置)

第4条 学校の位置は、沖縄県名護市字為又1219番地の91に置く。

(学校評価)

第5条 学校は適正かつ円滑に運営を行うため、学校評価（自己点検・自己評価）の実施に必要な事項を別に定める。

## 第2章 課程、学科、学生定員、学級数、修業年限

第6条 本校の課程、学科、学生定員、学級数、修業年限は次のとおりとする。

課程名	学科名	学生定員		学年 学級数	修業 年限
		入学定員	総定員		
医療専門課程 3年課程	看護学科	80名	240名	2	3年

(在学年限)

第7条 学生は、6年を超えて在籍することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年・学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は2学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日および日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）

(3) 6月23日沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日

(4) 次の表に掲げる春季、夏季及び冬季の期間

春季	2週間	計8週間
夏季	4週間	
冬季	2週間	

2 前項の規定にかかわらず学校長は、特に必要があると認めるときは、前項各号の休

業日のほか、臨時に休業日を定め、又は休業日においても臨時に講義を行う事ができる。

## 第4章 教育課程

(科目、単位数及び時間数)

第10条 各科目、単位数及び時間数は、別表1に定めるとおりとする。

2 各科目の単位数は、当該授業による教育効果、授業時間に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(単位の計算方法)

各授業の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準より計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(3) 臨地実習は30時間から45時間をもって1単位とする。

## 第5章 評価及び単位認定等

(試験・評価)

第11条 学科試験（以下「試験」という）は、その科目の終了の都度行う。ただし学校長が必要と認める場合には臨時に試験を行うことができる。

2 試験の評価は、筆記、実技、口述、レポート、実習その他の方法で行うことができる。

3 試験の評価は、秀・優・良・可・不可の5段階とし可以上を合格とする。

4 単位認定及び成績評価に関し必要な事項は、履修規程に定める。

(授業科目の評価及び単位認定)

第12条 授業科目の単位認定は、講義、演習、実習等の必要な時間を出席するとともに、当該科目の評価により行う。

2 その他必要な事項は履修規程に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条 学生が入学前に既修した単位の認定に関し必要な事項は、学校長が入学前の既修得単位の認定に関する規程に定める。

## 第6章 入学、転入学、編入学、休学、復学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第14条 本校の入学時期は毎年4月とする

(入学資格)

第15条 学校に入学できる者は、次に該当する資格を有し、かつ、本校所定の入学試験に合格した者とする。

学校教育法第90条1項に定める高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等上の学力があると認められた者
---

(入学志願手続)

第16条 学校に入学を志願する者（以下「入学志願者」という）は所定の書類に入学検定料を添えて、指定期日までに学校長に提出しなければならない。

(入学試験)

第17条 入学志願者に対して、入学試験を行うものとする。

2 その他入学試験に関し必要な事項は、入学試験に関する規程に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の入学試験の結果、第33条に規定する入試委員会の議を経て学校長は合格の決定を行う。

2 前項の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、学校所定の誓約書に保証人連署の上、入学金・授業料等、必要書類を添えて学校長が規定する期日までに提出しなければならない。

3 学校長は前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(転入学)

第19条 他校から転入学を希望する者は、転入学願および必要書類を添えて申請しなければならない。ただし学年に欠員があり、かつ前校における教育進行状況が本校と同等以上である場合に限り転入学試験を実施して許可することができる。

2 前項の許可は教務会議を経て学校長が決定する。

3 転入学手続きは、第18条第2項の規程を準用する。

(編入学)

第20条 他校から編入学を希望する者に対して、欠員がある場合に限り認めることができる。

2 その他、編入学に関する必要な事項は編入学に関する規程に定める。

3 編入学手続きは、第18条第2項を準用する。

(休学)

第21条 学生は、病気、その他やむを得ない理由により休学するときには、保証人連署のうえ休学願により学校長の許可を受けなければならない。この場合、休学をする理由が病気であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は3ヵ月以上、または学年終わりまでとする。ただし、学校長の許可を得て特別な理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

3 休学期間は通算して3年を越えることはできない。

(復学)

第22条 学生は、休学期間中に休学の理由が消滅し、復学するときには、所定の期日までに復学願と必要書類を添えて、学校長の許可を受けなければならない。

2 その他、復学に関する必要な事項は休学・復学に関する規程に定める。

(退学)

第23条 学生は、退学するときには、その理由を明記し、保証人連署のうえ退学願により学校長の許可を受けなければならない。この場合退学する理由が病気であるときは医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第24条 学生が在学中、他の学校に転校するときには、保証人連署による転学願にその理由を記載して、学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第25条 学校長は次の各号に該当する者を除籍することができる。

(1) 休学期間満了後、督促してもなお所定の手続きをしない者

(2) 学納金の納入を怠り、且つ、督促をしてもなお納入しない者

(3) 長期にわたり行方不明の者

(4) 死亡した者

## 第7章 卒業

(卒業)

第26条 学校長は学則第10条に規定する単位を修得し、試験、実習の成績及び出席状況を総合評価して教務会議の議を経て卒業を認定する。

- 2 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越える者は、卒業することができない。
- 3 卒業に関して必要な事項は別に定める。

(卒業証書及び専門士の称号授与書)

第27条 学校長は、卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与する。

- 2 学校長は、卒業の認定を受けた学生に対し専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)に基づき、専門士(医療専門課程)の称号を授与することができる。

## 第8章 健康管理

(健康管理)

第28条 学校長は、学生の健康を保持するために、学生に対し、年1回以上健康診査を行う。

- 2 健康管理に関して必要な事項は健康管理規程に定める。

## 第9章 学生納付金

(学生納付金)

第29条 本校の学生納付金は、入学検定料、入学金、授業料、実験実習費及び施設維持費とし、金額等必要な事項は学生納付金に関する規程に定める。

## 第10章 賞罰

(表彰)

第30条 学校長は、学業成績が優秀であり、かつ品行方正で他の学生の模範と認められる学生を表彰することができる。

- 2 詳細は賞罰に関する規程に定める。

(懲戒)

第31条 学校長は、規則等もしくは学校長の命令に違反し、または学生の本分に反する行為があった学生に対し懲戒を行うことができる。

- 2 詳細は賞罰に関する規程に定める。

## 第11章 職員組織及び会議

(職員組織)

第32条 本校に教務部、事務部を置く。

- 2 学校長、副学校長、教務部長、実習調整者、専任教員、事務部長、事務職員を置く。
- 3 前項の職員の他、学校長が必要と認める職員を置くことができる。
- 4 職員の業務については組織規程に定める。

(会議)

第33条 学校長は学校の円滑な運営を図るため、教務会議、職員会議その他必要な会議を置く。

2 会議に関する必要な事項は、会議規程に定める。

## 第12章 外国人留学生

(外国人留学生)

第34条 学校長は、外国人で本校に入学を希望する者がいるときは、書類選考の上、第17条に規定する入学試験を行い、それに基づいて学校運営委員会の承認を得て、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は外国人留学生規程に定める。

## 第13章 雑 則

(委任)

第35条 この規則に定めるもののほか、学校の管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1) この規則は平成5年4月1日から施行する。
- 1) この規則は平成9年4月1日から施行する。
- 1) この規則は平成11年4月1日から施行する。
- 1) この規則は平成13年4月1日から施行する。
- 1) この規則は平成15年4月1日から施行する。
- 1) この規則は平成17年4月1日から施行する。
- 1) この規則は平成21年4月1日から施行する。
- 1) この規則は平成24年4月1日から施行する。
- 1) この規則は令和元年8月1日から施行する。

附則

- 1) この改正学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2) この学則施行の際、現に看護学科に在学する者に係る学則第10条別表1は従前の例によるものとする。